

西予市森林環境譲与税の活用に向けたガイドライン

令和5年10月

西予市

1. 創設の背景

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30年(2018年)5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

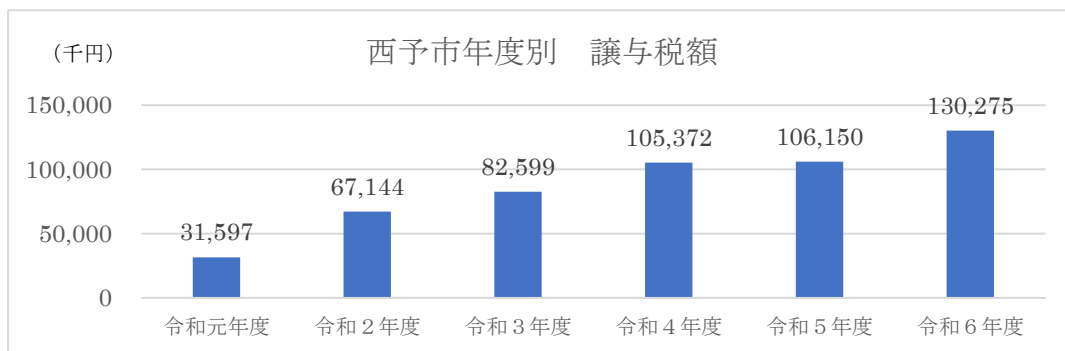
2. 概要

森林の公益的機能の維持増進の重要性から、平成31年に制定された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和6年度からは森林環境税として市民に賦課され、地方自治体には森林環境譲与税として交付されます。なお、森林環境譲与税の交付額は、私有林かつ人工林の面積、市の林業就業者数及び人口による割合によって決定します。

森林環境譲与税の使途は、同法により規定されており、森林の整備に関する施策及びその促進に関する施策の費用に充てなければならないとされています。

3. 財政見込み

森林環境譲与税は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、令和元年度から譲与されており、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による割合によって額が決定します。令和5年度(2023年度)までは段階的に引き上げられて譲与されますが、令和6年度(2024年度)から森林環境税の導入に伴い、割合により決定された額の全額が譲与されることになり、令和6年度(2024年度)以降は、ほぼ同額が譲与される見込みです。なお、当該年度において支出できなかった森林環境譲与税は、森林環境譲与税基金に積み立てることとします。



(令和5年度、6年度は見込み)

4. 活用基本方針

①人材育成

森林経営管理制度の推進により、林業の担い手は、管理の行き届いていない森林を整備していくための技術と経験が必要とされていますが、高齢化や後継者不足による林業労働力の確保・育成が課題となっています。

このことから、林業従事者の確保・育成が急務となっており、各関係機関と連携を図りながら、譲与税を活用し、新規従業者の確保への支援、各種資格取得や労働安全向上への支援など、林業従事者の安定確保や人材育成に向けた取り組みを進めていきます。

②森林環境整備

多品目化する木材需要への対応や林業の低コスト化や森林の若返りを図るため、主伐（皆伐）・再造林を積極的に進めていきます。

一方、森林所有者が不在等で所有者を確知していないなどの理由により、経営管理が長期間行われていない森林が各所に存在していることから、森林経営管理制度を活用し、整備が行き届かず「林業経営に適さない状況にある森林」については、譲与税を財源に、間伐等の森林整備を進めて森林の健全化を図り、持続可能な森林経営に寄与させていきます。

加えて、森林整備に不可欠な林道や作業道などの維持管理や補修、森林GISシステムなどのデジタル技術やレーザー測量などの未来技術を活用した森林情報の管理、林業ICT等スマート林業の導入等などへ譲与税を活用し、森林の有する公益的機能を維持する取り組みを進めていきます。

③木材利用

木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有しています。

市及び関連事業者においては、公共建築物における木材の利用だけでなく、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物などへ譲与税を活用し、木材の利用を促進します。

④普及啓発

森林の持つ公益的機能、森林整備の重要性について、市民の意識醸成につながる体験活動等を含めた普及啓発を実施するとともに、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことを目的に、木育を推進します。

なお、人材育成・森林環境整備・木材利用に関わる林業政策は相互に関連が深いことから、一体的な取り組み、普及啓発に努めます。